

大阪広域水道企業団告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託する。

令和4年8月29日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

スマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）における収納の事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	提携スマホ決済提供元の 本部所在地、名称	チェーン名
藤井寺水道事業及び 河南水道事業におけ る水道料金収納事務 並びに藤井寺市及び 河南町から大阪広域 水道企業団が受託し た当該地方公共団体 における下水道使用 料収納事務	株式会社電算シス テム	岐阜県岐阜市日置江一 丁目58番地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社NTTドコモ	d払い

3 委託期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで